

国立大学法人東京学芸大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当の額については、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果等を参考にして、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

② 役員報酬基準の改定内容

| | |
|---------|--|
| 法人の長 | 国家公務員の給与を考慮して役員給与規則の改定を平成22年12月に実施し、期末特別手当の支給率を平成23年6月期より145/100から140/100に引き下げた。 |
| 理事 | 国家公務員の給与を考慮して役員給与規則の改定を平成22年12月に実施し、期末特別手当の支給率を平成23年6月期より145/100から140/100に引き下げた。 |
| 理事(非常勤) | 特になし |
| 監事 | 国家公務員の給与を考慮して役員給与規則の改定を平成22年12月に実施し、期末特別手当の支給率を平成23年6月期より145/100から140/100に引き下げた。 |
| 監事(非常勤) | 特になし |

2 役員の報酬等の支給状況

| 役名 | 平成23年度年間報酬等の総額 | | | | 就任・退任の状況 | | 前職 |
|--------------|----------------|--------------|-------------|----------------------------------|----------|-------|----|
| | 報酬(給与) | 賞与 | その他(内容) | | 就任 | 退任 | |
| 法人の長 | 千円 18,006 | 千円 11,868 | 千円 4,650 | 千円 1,424 (地域手当) 64 (通勤手当) | | | |
| A理事 | 千円 14,293 | 千円 9,360 | 千円 3,667 | 千円 1,123 (地域手当) 142 (通勤手当) | | | |
| B理事 | 千円 14,174 | 千円 9,360 | 千円 3,667 | 千円 1,123 (地域手当) 24 (通勤手当) | | 3月31日 | |
| C理事 | 千円 14,228 | 千円 9,360 | 千円 3,667 | 千円 1,123 (地域手当) 78 (通勤手当) | | | |
| D理事 (非常勤) | 千円 0 | 千円 0 | 千円 | 千円 () | | | |
| A監事 (非常勤) | 千円 2,204 | 千円 2,204 | 千円 | 千円 () | | 3月31日 | |
| B監事 (非常勤) | 千円 2,242 | 千円 2,242 | 千円 | 千円 () | | | * |

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

| 区分 | 支給額(総額) | 法人での在職期間 | 退職年月日 | 業績勘案率 | 摘要 | 前職 |
|------|---------|----------|-------|-------|-------|----|
| 法人の長 | 千円 | 年 月 | | | 該当者なし | |
| 理事 | 千円 | 年 月 | | | 該当者なし | |
| 監事 | 千円 | 年 月 | | | 該当者なし | |

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

人件費については、外部委託や雇用形態の多様化等を検討して、その節減に努力する。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

当法人の運営活動に必要な経費のほとんどについて国からの運営費交付金に委ねられていることから、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じる。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等に応じて、昇給・昇格を実施するほか、勤勉手当の成績率を決定する。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

| 給与種目 | 制度の内容 |
|------------------|--|
| 給与:俸給月額 (昇格) | 勤務成績が特に良好な職員で昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、上位の級に昇格させることができる。 |
| 給与:俸給月額 (昇給) | 基準日前1年間における勤務成績の区分に応じた号俸数を昇給させる。 |
| 賞与:勤勉手当 (査定分) | 基準日前1年間における勤務成績の区分に応じた号俸数を昇給させる。 |

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

- ① 国家公務員の給与を考慮して職員給与規則の改定を平成22年12月に実施し、期末手当の支給率を平成23年6月期より125/100から122.5/100に引き下げた。
- ② 平成23年4月に、43歳未満の職員に対して、平成18年度以降抑制していた昇給を1号俸回復させる措置を実施した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

| 区分 | 人員 | 平均年齢 | 平成23年度の年間給与額(平均) | | | |
|----------------------|-----|------|------------------|-------|--------|-------|
| | | | 総額 | うち所定内 | | うち賞与 |
| | | | | | うち通勤手当 | |
| | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 常勤職員 | 799 | 46.2 | 7,774 | 5,800 | 143 | 1,974 |
| 事務・技術 | 192 | 43.1 | 6,015 | 4,529 | 125 | 1,486 |
| 教育職種 (大学教員) | 316 | 51.3 | 9,432 | 6,930 | 155 | 2,502 |
| 技能・労務職種 | 5 | 45.7 | 4,913 | 3,719 | 110 | 1,194 |
| 教育職種 (附属高校教員) | 118 | 43.7 | 7,420 | 5,624 | 141 | 1,796 |
| 教育職種 (附属義務教育学校教員) | 164 | 41.8 | 7,004 | 5,316 | 142 | 1,688 |
| 教育職種 (外国人教師等) | 3 | 46.2 | 6,982 | 5,215 | 234 | 1,767 |
| その他医療職種 (看護師) | 1 | | | | | |
| 再任用職員 | 3 | | | | | |
| 事務・技術 | 2 | | | | | |
| 教育職種 (附属高校教員) | 1 | | | | | |

注：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注：「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」については、該当者がいないため、表を省略している。

注：常勤職員「技能・労務職種」とは、調理師、用務員、農夫である。

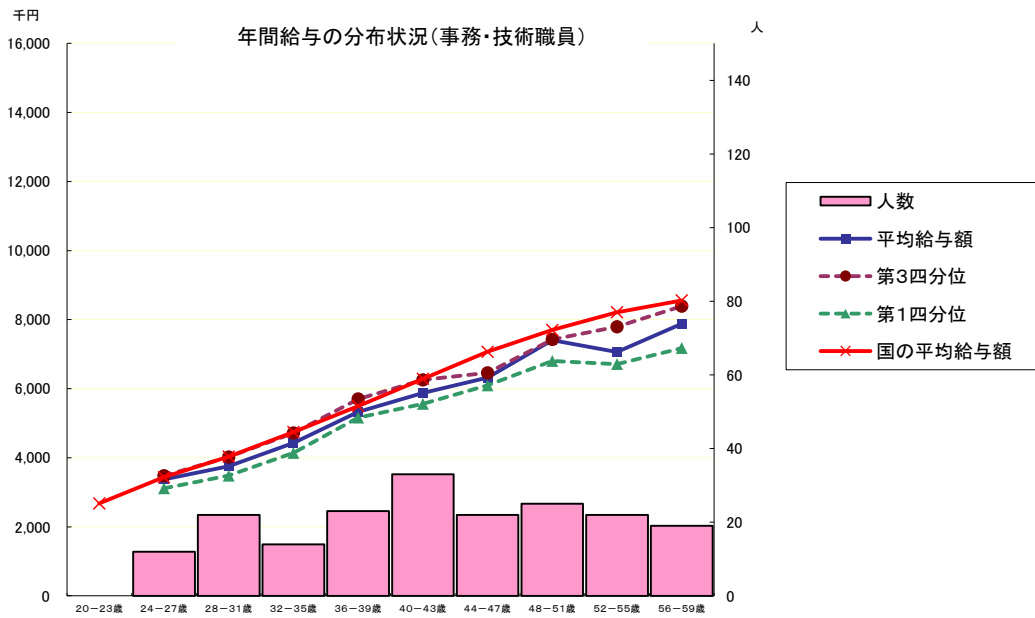
注：常勤職員「教育職種(附属高校教員)」には、附属国際中等教育学校及び附属特別支援学校の教員を含み、「教育職種(附属義務教育学校教員等)」には、附属幼稚園教員を含む。

注：常勤職員「その他医療職種(看護師)」並びに再任用職員「事務職員」及び、「教育職種(附属高校教員)」については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注：在外職員、任期付職員及び、非常勤職員については、該当者がいないため、表を省略している。

注：再任用職員「教育職種(大学教員)」については、該当者がいないため、表を省略している。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／〔再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕)



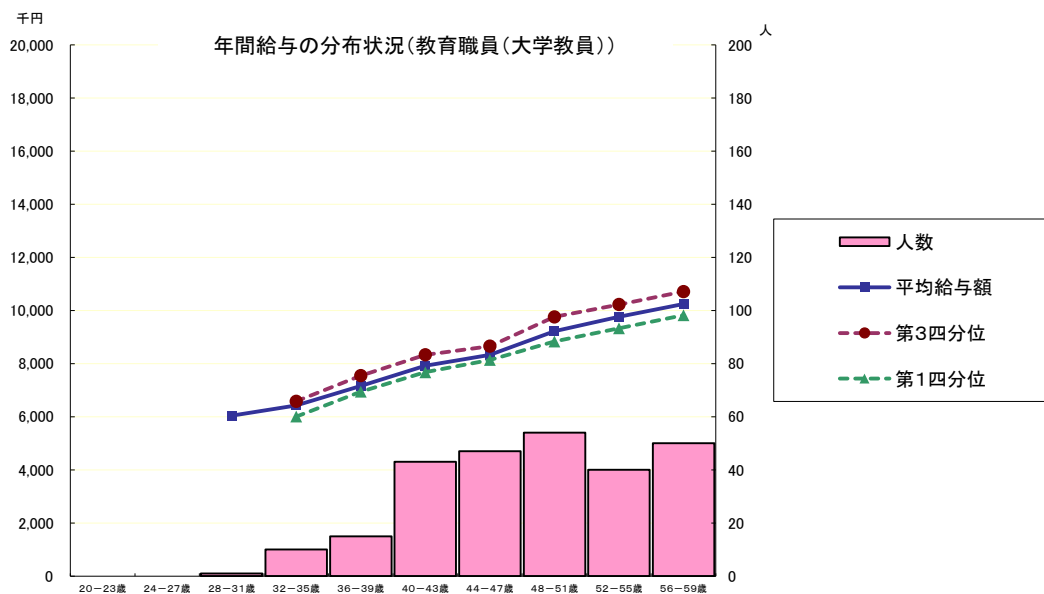
注：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

| 分布状況を示すグループ | 人員 | 平均年齢 | 四分位 | | 平均 | 四分位 | |
|-------------|----|------|-------|----|--------|-----|-------|
| | | | 第1分位 | 千円 | | 千円 | 第3分位 |
| 局長 | 1 | | | | | | |
| 部長 | 3 | 53.8 | | | 10,671 | | |
| 課長 | 13 | 53.9 | 8,051 | | 8,383 | | 8,623 |
| 課長補佐 | 17 | 54.3 | 7,118 | | 7,309 | | 7,565 |
| 係長 | 83 | 46.4 | 5,964 | | 6,360 | | 6,783 |
| 主任 | 33 | 39.3 | 4,718 | | 5,118 | | 5,540 |
| 係員 | 42 | 30.3 | 3,404 | | 3,748 | | 4,036 |

注：局長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間の給与の平均額は表示していない。

注：部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



注: 年齢28~31歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

| 分布状況を示すグループ | 人員 | 平均年齢 | 四分位 | |
|-------------|------|-------|---------|----------|
| | | | 第1四分位 | 第3四分位 |
| 教授 | 169人 | 56.9歳 | 9,737千円 | 10,959千円 |
| 准教授 | 117人 | 45.4歳 | 7,975千円 | 8,659千円 |
| 講師 | 23人 | 43.0歳 | 6,482千円 | 8,017千円 |
| 助教 | 7人 | 41.4歳 | 6,038千円 | 6,772千円 |

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

| 区分 | 計 | 10級 | 9級 | 8級 | 7級 | 6級 | 5級 | 4級 | 3級 | 2級 | 1級 |
|--------------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 標準的な職位 | | 局長 | 局長 | 局長 | 部長 | 課長 | 課長補佐 | 係長 | 係長・主任 | 係員 | 係員 |
| 人員(割合) | 192 (%) | 0 (0.5%) | 1 (1.0%) | 2 (0.5%) | 1 (3.1%) | 6 (6.8%) | 13 (19.3%) | 37 (44.8%) | 86 (44.8%) | 28 (14.6%) | 18 (9.4%) |
| 年齢(最高～最低) | | 歳 | 歳 | 歳 | 歳 | 57 50 | 59 40 | 59 47 | 59 35 | 53 27 | 33 24 |
| 所定内給与 年額(最高～最低) | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 7,166 6,336 | 6,406 5,460 | 5,657 4,523 | 5,338 3,303 | 3,943 2,577 | 3,096 2,360 |
| 年間給与額 (最高～最低) | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 9,527 8,403 | 8,392 7,383 | 7,620 6,115 | 7,100 4,394 | 5,237 3,400 | 3,963 3,115 |

注: 7級～9級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

教育職員(大学教員)

| 区分 | 計 | 5級 | 4級 | 3級 | 2級 | 1級 |
|--------------------|------------|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------|
| 標準的な職位 | | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 助教 |
| 人員(割合) | 316 (%) | 169 (53.5%) | 117 (37%) | 23 (7.3%) | 7 (2.2%) | 0 (%) |
| 年齢(最高～最低) | | 64 45 | 63 33 | 58 33 | 53 31 | } |
| 所定内給与 年額(最高～最低) | | 千円 9,196 5,712 | 千円 7,140 4,376 | 千円 6,490 4,354 | 千円 5,441 4,497 | 千円 } |
| 年間給与額 (最高～最低) | | 千円 12,810 7,832 | 千円 9,768 5,976 | 千円 8,758 5,893 | 千円 7,274 6,009 | 千円 } |

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

| 区分 | | 夏季(6月) | 冬季(12月) | 計 |
|------|---------------------|-----------|-----------|-----------|
| 管理職員 | 一律支給分(期末相当) | 61.6 | 64.4 | 63.1 |
| | 査定支給分(勤勉相当) (平均) | 38.4 | 35.6 | 36.9 |
| | 最高～最低 | 44.7～32.6 | 41.4～30.9 | 43.0～32.1 |
| | | % | % | % |
| 一般職員 | 一律支給分(期末相当) | 64.2 | 66.9 | 65.6 |
| | 査定支給分(勤勉相当) (平均) | 35.8 | 33.1 | 34.4 |
| | 最高～最低 | 43.0～32.0 | 40.2～29.4 | 40.0～31.3 |
| | | % | % | % |

教育職員(大学教員)

| 区分 | | 夏季(6月) | 冬季(12月) | 計 |
|------|---------------------|-----------|-----------|-----------|
| 管理職員 | 一律支給分(期末相当) | 61.7 | 64.3 | 63.1 |
| | 査定支給分(勤勉相当) (平均) | 38.3 | 35.7 | 36.9 |
| | 最高～最低 | 43.0～33.7 | 40.2～31.1 | 41.6～32.3 |
| | | % | % | % |
| 一般職員 | 一律支給分(期末相当) | 64.4 | 67.3 | 65.9 |
| | 査定支給分(勤勉相当) (平均) | 35.6 | 32.7 | 34.1 |
| | 最高～最低 | 43.0～32.4 | 40.2～29.9 | 41.6～31.1 |
| | | % | % | % |

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

| | |
|----------------|-------|
| 対国家公務員(行政職(一)) | 92.6 |
| 対他の国立大学法人等 | 106.0 |

(教育職員(大学教員))

| | |
|------------|-------|
| 対他の国立大学法人等 | 102.4 |
|------------|-------|

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

(参考)

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

| 項目 | 内容 | | |
|-------------------------|---|---------|------|
| 指数の状況 | 対国家公務員 92.6 | | |
| | 参考 | 地域勘案 | 99.3 |
| | | 学歴勘案 | 91.0 |
| | | 地域・学歴勘案 | 98.7 |
| 国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由 | 【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から、給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。 | | |
| 給与水準の適切性の検証 | 【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 65.4% (国からの財政支出額 8,449百万円、支出予算の総額 12,914百万円: 平成23年度予算) | | |
| | 【検証結果】 対国家公務員指数が92.6と100未満であるため、給与水準は適切と思われる。 | | |
| 講ずる措置 | 【累積欠損額について】 累積欠損額 0円 (平成22年度決算) | | |
| | 当法人の運営活動に必要な経費がそのほとんどについて国からの運営費交付金に委ねられていることから、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じる。 | | |

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 98.9

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成23年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

III 総人件費について

| 区 分 | 当年度 (平成23年度) | 前年度 (平成22年度) | 比較増△減 | 中期目標期間開始時(平成 22年度)からの増△減 |
|---------------------|-----------------|-----------------|----------------------------|-----------------------------|
| 給与、報酬等支給総額 (A) | 千円 7,177,168 | 千円 7,239,897 | 千円 (%) △62,729 (△ 0.9) | 千円 (%) △62,729 (△ 0.9) |
| 退職手当支給額 (B) | 千円 539,383 | 千円 760,968 | 千円 (%) △221,585 (△29.1) | 千円 (%) △221,585 (△29.1) |
| 非常勤役職員等給与 (C) | 千円 648,361 | 千円 621,440 | 千円 (%) 26,921 (4.3) | 千円 (%) 26,921 (4.3) |
| 福利厚生費 (D) | 千円 953,896 | 千円 915,237 | 千円 (%) 38,659 (4.2) | 千円 (%) 38,659 (4.2) |
| 最広義人件費 (A+B+C+D) | 千円 9,318,808 | 千円 9,537,542 | 千円 (%) △218,734 (△ 2.3) | 千円 (%) △218,734 (△ 2.3) |

注：端数処理は、金額については千円未満切り捨て、増減率については小数点第2位で四捨五入し第1位まで表示する。
 注：「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。
 注：「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上する。

総人件費について参考となる事項

1. 人件費増減の理由

- ・ 給与、報酬等支給総額
前年度と比較し0.9%減となっている。これは、教職員の退職者の後任補充の凍結などを行い、職員の計画的な人員削減を行っている結果である。また、経済社会情勢を鑑み、平成22年12月から賞与の支給率及び俸給表の減額改定を実施したことにより減額となっている。
- ・ 退職手当支給額
前年度と比較し29.1%減となっているが、退職した職員数が減少したためである。
- ・ 非常勤役職員等給与
前年度と比較し4.3%増となっているが、定年退職者の後任補充の凍結に伴い特任教員等を配置したこと及び競争的資金等により雇用される非常勤職員が増加したことによるものである。
- ・ 最広義人件費
上記の理由を総合し、2.3%減となった。

【主務大臣の検証結果】

平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。

2. 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況

総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成18年度からの5年間に於いて、5%以上の人件費の削減を行い、更に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続した。

総人件費改革の取組状況

| 年 度 | 基準年度 (平成17年度) | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|--------------------|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 給与、報酬等支給総額 (千円) | 8,246,939 | 7,999,099 | 7,853,192 | 7,644,463 | 7,404,852 | 7,239,897 | 7,177,168 |
| 人件費削減率 (%) | | △3.0 | △4.8 | △7.3 | △10.2 | △12.2 | △13.0 |
| 人件費削減率(補正值) (%) | | △3.0 | △5.5 | △8.0 | △8.5 | △9.0 | △9.5 |

注：「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%、▲0.23%である。

注：上記平成23年度人件費削減率(補正值)では、▲9.5%という数値であるが、人事院勧告部分の補正を考慮しない場合(実態ベース)では、▲9.8%という数値となる。

注：基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連した措置について

役員：平成24年7月から実施予定。

職員：労使交渉中。